

松江市監査委員告示 第 9 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、令和 2 年 3 月 27 日付け松江市監査委員告示第 2 号で公表した工事監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

令和 2 年 6 月 1 日

松江市監査委員 松 本 修 司
松江市監査委員 安 来 弘 喜
松江市監査委員 野々内 誠

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 等 結 果
<p>1 土木工事 電子納品について</p> <p>工事の特記仕様書によれば、完了図面、写真は電子納品が必須になっているにも関わらず電子納品されていなかった。</p> <p>資料管理の効率化（省力化）、省スペース化、データの長期保存の観点から対象工事については、電子納品にするように徹底されたい。</p> <p>（水産振興課、上下水道局建設課）</p> <p>2 建築工事 請負金額増減の無い契約変更について</p> <p>防水下地の断熱材等について、施工時の調査により設計変更をし、施工数量を増やしているが、書面による変更契約がされていない。</p> <p>設計変更をする場合は、請負金額増減の有無にかかわらず、書面による変更契約を行われない。</p> <p>（定住企業立地推進課）</p>	<p>今後の対象工事については、特記仕様書に基づき、資料管理の効率化及び省スペース化の観点から電子納品とするように徹底します。</p> <p>今後、施工数量の増減についても、書面による変更契約を行います。</p>